

公益社団法人沖縄県地域振興協会
コンプライアンス規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県地域振興協会（以下「協会」という。）の倫理規程の理念に則り、協会が直面する又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令等の遵守をいう。以下同じ。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 協会の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組 織)

第3条 協会のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス統括部門

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、理事会の承認を得て会長が任命する。コンプライアンス担当理事は、理事会に対して定期的に協会のコンプライアンスの状況について報告する。

- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
 - (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、事務局長、地域振興部長、及び外部有識者を委員として構成する。

- 2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。
- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
 - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
 - (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
 - (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
 - (6) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、コンプライアンス委員会を開催するため、いつでも委員を招集することができる。

(コンプライアンス統括部門)

第7条 地域振興部をコンプライアンス統括部門とする。

- 2 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を向上させるための方針や施策等を検討し、実施する。
- 3 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に必要な応じて報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為、又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する。但し、本協会の内部通報（ヘルプライン）規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

- 2 コンプライアンス統括部門長は、前項の報告によりコンプライアンス違反行為、又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査及び対応方針の検討を行い、コンプライアンス担当理事の承認を受けて当該事象への対応を実施する。
- 3 役職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部門を経由することができないときは、第1項にかかわらず、コンプライアンス担当理事に直接、同項の報告をすることができる。

(役職員のコンプライアンス教育)

第9条 協会は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員は協会の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(懲戒等)

第10条 役職員が第8条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の方法は、本協会のリスク管理規程に基づくものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和4年2月22日から施行する。